



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【提出書類】	変更報告書 No.9
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 山本 和也 渥美総合法律事務所 共同事業 東京千代田区幸町二丁目 2 番 2 号 富国生命ビル 8 階
【住所又は本店所在地】	
【報告義務発生日】	平成 18 年 1 月 18 日
【提出日】	平成 18 年 1 月 25 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社アデランス
会社コード	8170
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京・大阪
本店所在地	東京都新宿区新宿一丁目6番3号

第 2 【提出者に関する事項】

【提出者 (大量保有者)】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (その他 (リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド (オフショア) ・エル・ピー (Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.)
住所又は本店所在地	P.O. Box 30362SMB, 3rd Floor, Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年11月29日
代表者氏名	SPJS Holdings, L.L.C.
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル 9 階 スティーブル・パートナーズ・ジャパン株式会社 マネージャー 鳥海 忍 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 8 階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 森 博樹
電話番号	03 (6212) 5063 (鳥海 忍) 03 (5501) 2111 (森 博樹)

(2)【保有目的】

投資目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	6,728,100		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証書 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,728,100	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,728,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年1月18日現在)	S	41,713,388
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		16.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年11月21日	株券	50,000	取得	
平成17年11月22日	株券	140,900	取得	
平成17年11月25日	株券	109,100	取得	
平成17年11月28日	株券	55,800	取得	
平成17年11月29日	株券	50,000	取得	
平成17年11月30日	株券	25,000	取得	
平成17年12月1日	株券	760,000	取得	
平成17年12月2日	株券	18,000	取得	
平成17年12月5日	株券	50,000	取得	
平成17年12月6日	株券	125,000	取得	
平成17年12月7日	株券	75,000	取得	
平成17年12月15日	株券	22,000	取得	
平成18年1月18日	株券	178,100	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	17,920,122
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	17,920,122

②【借入金の内訳】

該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOWN ALL MEN BY THESE PRESENTS, that SPJS Holdings, L.L.C., general partner of Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of the Cayman Islands, with its registered office at P.O. Box 30362SMB, 3rd Floor, Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I, (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint, for and on behalf of the Partnership, each of Messrs. Kazuya Yamamoto and Hiroki Mori and Ms. Emiko Obata, attorneys of Atsumi & Partners, with its office at Fukoku Seimei Bldg. 8F 2-2, Uchisaiwai-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan, each a resident of Japan as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution and revocation and with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Partnership, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney was made as of this 13th day of July, 2005 by the undersigned as the authorized officer of SPJS Holdings, L.L.C.

For and on behalf of Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.
by SPJS Holdings, L.L.C. as its general partner.

by:



Name: Claire A. Walton

Title: Managing Member of Liberty Square Asset Management, L.L.C.,
Managing Member of SPJS Holdings, L.L.C.

(翻訳)

委任状

ケイマン諸島の法律に基づき有効に設立され存続し、英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ノース・チャーチ・ストリート、私書箱30362SMB、ハーバー・センター 3階に登録された住所を有するリミテッド・パートナーシップであるスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー（「当パートナーシップ」）のジェネラル・パートナーであるエス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーは、ここに、郵便番号100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2-2富国生命ビル8階に所在する渥美総合法律事務所・外国法共同事業の日本国在住の弁護士である山本和也、森博樹及び小幡映未子を、当パートナーシップの真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当パートナーシップを代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

これを証するため、下記署名者が、エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーの授権を受けた役員として、2005年7月13日付けをもって、本委任状を作成した。

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー

ジェネラル・パートナー

エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー

(署名)

氏名：クレア A. ウォールトン

役職：リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・エル・シーのマネージング・メンバー兼
エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーのマネージング・メンバー

上記正訳致しました。

弁護士 山本和也

